鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示
教育職員の免許状の授与
〃
健康保険法による保険医療機関の指定
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第五条の指定
肥料の登録
肥料の登録の失効
肥料の分析検査結果の概要
土地改良事業の認可
道路の位置の指定
〃
〃
道路の指定の廃止
◇公告
歯科衛生士試験の実施
宅地建物取引業者資格試験の実施

告示

鳥取県告示第百五十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

免許状の種類	番号	氏名	本籍地
中学校教諭二級普通免許状	昭四〇中二普第一号	荒地　百喜	高知県
〃	〃 第二号	三村由美枝	鳥取県
〃	〃 第三号	斉藤　敬子	鳥根県
〃	〃 第四号	池田喜美子	〃
幼稚園教諭二級普通免許状	昭四〇幼二普第七号	山崎智恵子	鳥根県
〃	〃 第八号	伊藤　光子	〃
〃	〃 第九号	上杉　恭子	鳥取県
〃	〃 第一〇号	田中　晶子	〃
〃	〃 第一一号	阪田　衣重	〃
〃	〃 第一二号	西川　瑞枝	〃
〃	〃 第一三号	加藤　昭子	〃

鳥取県告示第百五十九号

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

免許状の種類	番号	氏名	本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状	昭四〇幼二普第六号	山口　久子	鳥取県

鳥取県告示第百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

名称	所在地	指定年月日	科名	開設者氏名	採用点数表
古賀歯科医院	米子市天神町一の五〇	昭和四十一年三月一日	歯科	古賀　要	歯科点数表
鳥取生協病院附属第二事業組合診療所	鳥取市古市一	〃 十二日	内科	組合長　山崎雄治	乙表点数表
サンフリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	〃 二十三日	耳鼻咽喉科、気管・食道科	坂口　幸雄	〃

鳥取県告示第百六十一号

次のとおり加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第五条の指定をしたので、同法第八条の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

生乳生産者団体の名称	所在地	指定年月日
大山乳業農業協同組合	東伯郡東伯町保	昭和四十一年四月一日

鳥取県告示第百六十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第三五二号	大栄興産複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 六・〇 りん酸全量 八・〇 可溶性りん酸 二・〇 水溶性りん酸 三・五 苦土全量 四・〇 加里全量 六・〇 水溶性加里 六・〇	東伯郡大栄町手銅戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事　茂住　正

鳥取県告示第百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十五条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第三四四号	組合複合	窒素 七・〇 アンモニア性窒素 八・〇 可溶性りん酸 六・〇 うち水溶性りん酸 五・〇 苦土 一・〇 水溶性加里 一・〇	倉吉市紺屋町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事　横江　敏博

鳥取県告示第百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月から同年十二月までに収去した肥料の分析検査結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合格点数
第一種複合肥料	日本肥料株式会社	三〇	
〃	光興業株式会社	六〇	
〃	昭和電工株式会社	六〇	
〃	住友化学工業株式会社	九〇	
〃	大栄町農業協同組合	六〇	
〃	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	二七〇	
大豆油かす	東浜油脂株式会社	三〇	
その他の草本性植物油かす粉末	豊年製油株式会社	三〇	

鳥取県告示第百六十五号

倉吉市田府二九四　田倉勝蔵ほか二十一人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（区画整理）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年四月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

鳥取県告示第百六十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石破　二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市車尾九〇四番一地 深田　寿孝	米子市車尾字三番割九六五番一〇 〃 九六七番二の一部 〃 九六八番三 〃 九七四番二 〃 九七五番二 〃 九七六番三 〃 九七七番一 〃 九七七番二 〃 九七七番三 〃 九五七番三 〃 九五七番一の一部 〃 字新地山下九五四番一 〃 九六三番二	幅員四メートル 延長一七六・八メートル

字三番地　九七七番二地先農道

鳥取県告示第百六十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月三十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市目久美町四八三番地 竹中　金次	米子市美吉字向中割九五番三 〃九六番五 〃九六番六 〃九六番七 〃九七番五 〃九八番二 〃一〇四番一	幅員四メートル 延長一八二・九メートル

鳥取県告示第百六十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月三十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市川端一丁目六〇番地 藤本　今吉	鳥取市立川町五丁目七二番一 〃七二番三の一部 〃七二番一地先水路	幅員四メートル 延長一〇三・〇五メートル

鳥取県告示第百六十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十一年四月八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

申請人の住所及び氏名	道路の指定の廃止場所	廃止した道路の幅員及び延長
鳥取市吉方二丁目四二六番地 中村　馨	鳥取市立川町五丁目七一番の一部 〃七二番の一部	幅員四メートル 延長八八・九メートル

公　告

宅地建物取引業法施行規則（昭和二三年法務省令第二〇四号）第一一条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施するので、宅地建物取引業法施行規則（昭和二四年厚生省令第三五号）第七条の規定により公告する。

昭和四一年四月八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

1　試験を実施する場所
　鳥取市寺町一〇九番地　鳥取県立鳥取農業高等学校
2　試験を実施する期日
　学科試験　昭和四一年四月一三日
　実技試験　昭和四一年四月一四日
3　受験願書の提出期間
　昭和四一年四月八日から昭和四一年四月一二日まで

宅地建物取引業法（昭和二七年法律第一七六号）第一一条の三第一項の規定により、宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施するので、宅地建物取引業法施行規則（昭和三二年建設省令第一二号）第一〇条第二項の規定により公告する。

昭和四一年四月八日

鳥取県知事　石　破　二　朗

1　試験期日　昭和四一年六月五日午後一時から三時まで
2　試験場所　鳥取市東町　鳥取県立鳥取農業高等学校
3　受験申込の受付期間　昭和四一年四月一五日から五月一一日まで
4　受験申込の受付場所　鳥取県土木部建築課又は各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）
5　その他詳細については、鳥取県土木部建築課又は各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）に問い合わせてください。